

2024年2月27日

各位

会社名 ITbook ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 前 俊守
(コード：1447、東証グロース)
問合せ先 執行役員管理本部長兼CFO 野間 崇
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分および新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）および新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分および発行の概要

〈本自己株式の処分および本新株式発行の概要〉

(1) 処分または発行期日	2024年3月26日
(2) 処分または発行する株式の種類および数	本自己株式処分：当社普通株式 20,537株 本新株式発行：当社普通株式 316,130株
(3) 処分価額または発行価額	1株につき294円
(4) 処分価額の総額および発行価額の総額	98,980,098円
(5) 処分または割当予定先およびその人数ならびに処分または割当株式の数	当社の従業員 16名 39,945株 当社の子会社の取締役 16名 79,894株 当社の子会社の従業員 70名 216,828株
(6) その他	本自己株式処分および本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分および発行の目的および理由

当社は、対象者である当社の従業員、当社の子会社の取締役および従業員（以下「対象従業員等」といいます。）が当社の持続的な企業価値増大への貢献意欲を従来以上に高め、対象従業員等と株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、本制度の導入を決定しました。

当社は、本制度の目的、当社の業況、対象従業員等の職責の範囲および諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計98,980,098円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式336,667株を付与することといたしました。また、先に述べたように本制度の導入目的に鑑みまして、今回につきましては、譲渡制限期間について3年としております。

本自己株式処分および本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象従業員 16 名と子会社取締役 16 名ならびに子会社従業員 70 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について割当を受けることとなります。本自己株式処分および本新株式発行において、当社と対象従業員等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

対象従業員等は、本処分期日又は割当期日から 2027 年 3 月 25 日までの間（以下、対象取締役の譲渡制限期間と合わせて「本譲渡制限期間」といいます。）とし、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

② 譲渡制限の解除

対象従業員等が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本譲渡制限を解除します。

③ 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償取得します。

④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理します。

⑤ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、本割当株式の全てを無償取得します。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2024 年 2 月 26 日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 294 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上